

# 渡嘉敷村こども医療費助成制度の 対象年齢が拡大されます！

## ◎ 「こども医療費」とは

こどもの保健の向上を図り、健やかな育成に寄与することを目的に、保護者がお支払いしたお子さんの医療費（保険診療による自己負担分の）の一部を助成する制度です。

◎ 通院の医療費について平成27年10月診療分より、対象年齢が6歳児（就学前児童）へ拡大されます。

## ※ 助成内容

医療種別	対 象 年 齢	
	平成27年9月30日診療分まで	平成27年10月1日診療分より
通 院	0歳から3歳児 (満4歳の誕生日前日の属する月末まで)	0歳から6歳児 (満6歳の誕生日以後の最初の3月末まで)
入 院	中学3年生まで	中学3年生まで

※受給資格証を提示しても、これまでどおり医療機関窓口でのお支払いが必要です。

※3歳以上の通院については、1ヶ月につき1つの医療機関（調剤薬局含む）ごとに1,000円の一部負担金を除いた額の助成になります。入院医療費（食事療養費は対象外）に関しては、一部負担金はありません。

※健康保険のきかない医療費（検診料、予防接種、容器代、文書代等）は助成の対象外です。



## 注 意 事 項

以下の場合「自動償還方式」の取り扱い対象外となりますので、これまでどおり渡嘉敷村役場民生課窓口にて領収書を持参のうえ、支給申請手続きを行ってください。

- ① 受診の際に医療機関窓口にて「子ども医療費助成金受給資格証」を提示しなかった場合
- ② 県外の医療機関で受診した場合
- ③ 県内の「自動償還方式」を導入していない医療機関で受診された場合
- ④ 医療費の自己負担額に未払いがある場合
- ⑤ 補装具等の自費払いがある場合

※申請は受診した翌月以降に行ってください。

申請に必要な領収書の有効期限は受診した翌月から1年以内です。

例：平成27年9月診療月の領収書の場合

(申請期限 平成27年10月～平成28年9月まで)

- 受給者資格証は月初めのみでなく、受診の都度、医療機関窓口で健康保険証と合わせて提示して下さい。
  - 加入している健康保険や助成金の振り込み口座に変更がある場合は、渡嘉敷村役場民生課窓口で変更の手続きが必要となります。(新たな健康保険証または通帳を持参して下さい。)
- 助成金は診療月の翌々月の末日に振込みします。
- 同月、同医療機関での診療にかかる自己負担額が21,000円を超える場合は、高額療養費や家族療養附加給付金等の確認のため、渡嘉敷村役場民生課窓口で手続きを行っていただく場合や、支給が遅れる場合があります。
  - 小学校1年～中学3年生については、申請の必要がありますので下記までお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先> 渡嘉敷村役場 民生課 (子ども医療費助成担当) 098-987-2322

